特定施設の新設廃止について(公告)

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例(平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。)第10条第1項の規定による特定施設の新設をしないこととした旨の届出の概要を次のとおり公表する。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 特定施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (1) 名 称 ・ユニー株式会社
 - ほか1者
 - (2) 住 所 ·愛知県稲沢市天池五反田町1番地
 - ほか1者
 - (3) 代表者の氏名 ・代表取締役 佐古 則男
 - ほか1者
- 2 特定施設において事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (1) 名 称 ・ゼビオ株式会社
 - ほか5者
 - (2) 住 所 ·福島県郡山市朝日三丁目7番35号
 - ほか5者
 - (3) 代表者の氏名 ・代表取締役 諸橋 友良
 - ほか5者
- 3 特定施設の名称
 - シネマする街千秋通り
- 4 特定施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地の面積
 - (1) 所在地 長岡市千秋二丁目1087番地1外
 - (2) 敷地の面積 27,990平方メートル
- 5 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日及び特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、 増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日(廃止前のもの)
 - (1) 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日

既存宅地のため開発行為に係る工事は不要

- (2) 特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日 平成25年12月25日(予定)
- 6 特定施設の新設をする日 (廃止前のもの)

平成26年8月26日(予定)

- 7 特定施設の床面積の合計及び店舗面積の合計
 - (1) 特定施設の床面積の合計

(廃止前) 15,146平方メートル

(廃止後) 6,909平方メートル

(2) 特定施設の店舗面積の合計

(廃止前) 9,035平方メートル

(廃止後) 3,831平方メートル

- 8 特定施設の集客予定数及び集客を予定している区域(廃止前のもの)
 - (1) 特定施設の集客予定数

1日当たり約10,000人

(2) 特定施設の集客を予定している区域

長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、燕市、魚沼市、弥彦村、出雲崎町及び刈羽村の区域

9 届出年月日

平成27年4月2日